

「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」のお知らせ

Vol. 4 保険料の納付について

保険料の納付時期について

4月1日から長寿医療制度に加入されている方のうち、平成20年3月末まで、会社の健康保険などの被用者保険や国民健康保険組合に加入されていた方は、10月から保険料の納付方法が原則年金からの納付に切り替わります。（下表参照）

保険料の納付時期は、これまで加入していた健康保険の種類によって異なりますので、7月中旬に送付した「保険料額決定通知書」をご確認ください。



平成20年度の保険料納付開始時期

3月末までご加入の健康保険の種類		徴収区分（ ）	年金からの納付開始時期	保険料の納付方法
国民健康保険		特別徴収	4月	4月から年金からの納付
		普通徴収	4月	7月から納付書または口座振替
国民健康保険組合 (建築国保、医師国保など)		特別徴収	10月	7・8・9月は納付書または口座振替 10月以降は年金からの納付
		普通徴収	10月	7月から納付書または口座振替
被用者保険	本人	特別徴収	10月	7・8・9月は納付書または口座振替 10月以降は年金からの納付
		普通徴収	10月	7月から納付書または口座振替
	被扶養者	特別徴収	10月	10月から年金からの納付
		普通徴収	10月	10月から納付書または口座振替

保険料額の変更や4月以降に75歳に到達した場合などは、上表のとおりにならない場合があります。

納めた保険料は、社会保険料控除の対象となります

納めた保険料は、所得税や住民税を申告する際に社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除は、ご本人が保険料を支払った場合や生計が同じ家族の保険料を支払った場合に適用されます。

長寿医療制度の保険料納付方法と社会保険料控除の適用関係は、下表のとおりとなります。

保険料の納付方法と社会保険料控除の関係

保険料の納付方法	社会保険料控除が適用される方
年金からの納付 【特別徴収】	年金の受給者ご本人に適用されます お申し出により、口座振替に変更された場合は、口座名義人の社会保険料控除となります。
納付書・口座振替による納付 【普通徴収】	実際に、保険料をご負担いただいた方に適用されます

